

## 史料紹介 村山家文書の?橋泥舟関係書簡について (下・完)

著者	岩下 哲典
著者別名	IWASHITA TETSUNORI
雑誌名	東洋大学文学部紀要. 史学科篇
巻	44
ページ	93-148
発行年	2019-03
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1060/00010842/">http://id.nii.ac.jp/1060/00010842/</a>



# 史料紹介 村山家文書の高橋泥舟関係書簡について（下・完）

岩下 哲典

（上）では、解題と各文書の大意を掲載した。（下）では（上）の各文書に対応する釈文を掲載する。釈文作成にあたっては、イアン・アーシー、毛塚万里、徳江靖子、服部英昭、本林義範の各氏のご協力を得た。記してお礼申し上げます。なお、「」は改行箇所を示している。本文中に泥舟が施した振り仮名はルビとした。（ ）は岩下による註である。また、本文の月日、差出、宛名は出来るだけ実際の配置を表現した。しかしながら、葉書や封筒の宛名・差出は、原史料の通りに表記することが困難な場合が多く、あくまでも岩下のメモであり、実際の配置を表現してはいない。また、不明な字は□で示した。なお、和歌に関しては、改行等を実施せず、適宜表記した。また、「目録」は割愛した。ご寛恕願いたい。

文書1 明治13年5月14日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書簡

追々薄暑相催し候得共「御揃御安健めて度存候、扱者」御地へ罷出候より永々御世話」を蒙り、御かけ二而萬事」都合よく、かしなから御手」数相かけ候のミならず、御もの「いりも相かけ、甚御氣之毒ニ存候」、扱道中もあちらこちら」二而とめられ候を、よふやく夜」逃け同様ニいたし、帰京致候」処、山岡も十日の朝出立致候」、私者十日の夕かへり、少しの事二而」面會不致、まことに残念ニ」有之、どふせ面會不致候得者」

ケ様いそぎ不申候而もよろしく」候ニ、大いそぎ罷帰申候、貫一も」到而丈夫ニ而道中もめつ」らしかり、東京へ着し候而も」日々兄とも与所々見物、今日者」中西へ次郎三同行ニ而相越、」山岡へ者一昨日私同道致し」申候、同人よりも書状差上候筈」之處、何やら気がワくく」いたし、したため兼候ま、私より」御安心なされ候よふ申上候様」申出し候、嗚々あはれものをり」不申故、御さひしく候半与一同」申しくらし居候事ニ御坐候、お秀」よりも御禮として。ふミニ而も」上ケ可申處、日々客来ニ而取」込ミ居候故、私より先よろしく」申上置候様申出候、同人も私」かへり候て面會いたし候得者、」いつか亦々たぬきニ相成、九月」頃うみ出し候哉之由、きもをつ」ぶし申候、私者こしらへ候覚へ無之故、當時せんぎ中ニ」御坐候、御わらひ可被下候、くれくも」厚御世話さま相成候段、幾」重ニも御禮申尽し兼候、帰京」致し候より客来、直ニ（タカ）したゝめ」物たのまれこまり入申候、く」わしく當地のもよふ申上度」候處、此書状したゝめ候うちも」客来ニ而、はなしいたしなから」したゝめ候位故、何れあとより」委細申上候、右御禮迄、早々」以上」

五月十四日 精一

智妙さま

おミきさま

文書 2 明治 13 年 9 月 29 日 村山智妙宛泥舟葉書

〔表面〕

駿州藤枝宿裏郡村 村山智妙様 東京新小川町式丁目九番地 高橋精一

〔裏面〕

前略御用捨、扱者来ル十月二日牛込區「牛込山吹町八番地江移轉致候間、此段」御報知申上置候、乍御手数三上・伊藤・寛・高橋勝藏・杉浦様等へ別而不申」上候間、御通し可被下候、頓首」

九月廿九日午前

文書3 明治14年1月13日 村山智妙宛泥舟書状

御ふミ拝見仕候處、寒氣御「あたりも無之よし、めて度存候、」當方も一同無事、産婦兩人」とも丈夫ニ御坐候ま、御安心可被下候、」扱、相願候出産届よろしからす」ニ付、認直し候様、戸長様より」御戻しのよし、御手数相かけ」御氣之毒ニ存候、當地者御趣」意ニ随ひ、紙品・認方とも分り」さへいたし候得者よろしく与申」事ニ候得共、田舎ハやかましき」御役人様か御趣意を御存し」無之歟、常々手数之ミニ者こまり」入申候、此度之御届者御下書之通、」私いつしようにけんめいニ而した、」め、差出候間、戸長様へ其段御傳」言可被下候、○近日之内、お静」義、神藤方へそうせきの願」差出候事ニ付、又々當地のふり」合ニ而者間ニ合不申与存候ま、」御序ニ御問合置被下度奉願候、」右願用迄、早々」かしく」

一月十三日 精一

知明様

尚々、貫一義、誠ニ丈夫ニ御坐候間、」御案事被下間敷候」

文書4 明治14年5月5日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

其後者御不沙汰さま」のミ申上候、とかく時かふ」あしく候得共、御揃御安康」めて度存候、扱者、此度」山岡義、尾州表へ御用二而」罷越候二付、愚妹同行」其御地罷通り候二付、定而」御めもし申上候事と存候、當」地之様子者、委細ふさへ」申付置候間、同人より萬々」可申上候、御聞取可被下候、」貫一も大丈夫二而、用達し」居申候、○此北海道製之」さけのかんつけ、甚少し」二候得共、到来二まかせ」差上申候、さんばい酢」二而召上り候へ者、随分風味」宜敷御坐候、何そ上ケ」度存候得共、荷物者持」不申候よし二付、甚微少二御坐候、」御わらひ可被下候、御隣家」其外伊藤さん等へ宜敷」御致聲可被下候、以上」

五月五日認 精一

御兩人さま

文書5 明治15年9月2日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

其後者御ふさたさま申上、本」意をそむき候、兎角不揃之時」かふ二候得共、御兩人さまとも御丈夫之由」過日大久保老人より申越、大慶致候、」其御地もこれら病流行之よし、」當地者追々薄らき候得共、御地者」いか、御坐候哉、何れも食物より」はつし候由二付、あかり物よくく」御心付可被遊候、徧通も到而」丈夫はたらき居候ま、御安心可被下候、」過日者愚妻義めつらしくか」つけ二而大ニよはり、甚心配いたし、」其上小兒もねつなど出、別而やか」ましく、四五日者まことに難」義致し候、昨今者妻も大ニ宜」敷、小兒も追々全快いたし、よふ」やく少し手透に成申候、私者

「老」人二成り候ほと丈夫ニ相成、唯々「せんき与痔疾ニ而時々少々難」義仕居候、是者へつひんのだ、り」与あきらめ居申候、「○過日山岡へ御申越之した、め物、」御書付を仕舞なくし候由ニ付、「今一通御した、め御遣し候様」徧通へ申聞候由、同人より申上候様」申居候得共、私よりも添而申上候、山岡」ニも病人等ニ而取込居、延引に成、「もはや此頃者病人も快候ま、早々」出来候様可被遣候、何も時かふ」御見舞旁、早々」かしく」

九月二日

精一

御兩人さま

〔封筒表〕 駿州藤枝宿裏郡邨 村山智妙様 東京牛込牛込山吹町區八番地 高橋清一

〔封筒裏〕 九月二日午後投函 一五（消印）・九・二〇 東京

文書6 明治17年9月21日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

ふみして申上候、追々」秋冷相成候處、いよく」御機嫌よく御めてたく存候、「扱者去十五日當地も朝より」大風雨ニ而、つふれ家も」多分ニ有之、大さわきニ」御坐候處、其御地も同日」大あらしニ而、志太・益津」兩郡ニ而潰れ家千十」七戸も有之よし、今日長」次郎より申越、おとろき入」申候、其御宅者ニ階ニ而候得者」別而つよくあたり、且御婦」人のミニ候得者御ふせき方」もなく、嘸々御こまり被成」候御事与御尊申くらし候、「私方ニ而も道太郎・誠四・謙三郎とも、とまり番ニ而、」徧通も神藤へとまりに」まいる居、男与申者私一人」故、病後之義ニ者有之、ふせ」き方無之、四方之板塀」不残吹たをされ、瓦もお」ち、誠ニこまり申候、其御地者」格別之義ニも無之与承り居」候得者、

跡かたつけニかまけ」御尋も不申処、長次郎分之」書面ニ而きもをつふし」不取敢御様子伺申候、御序ニ」御申越被下候様存候、貫一も」誠ニ心配いたし居候得共、遠」国ニ而者其義も出来不申、」唯々御あんし申居候事ニ」御坐候、乍末愚妻よりも」宜申上度申出候、右耳取」いそぎ、早々かしく」

九月廿一日夜 精一

御兩人さま

〔封筒表〕 駿州藤枝宿郡邨ニ而 村山智妙様

〔封筒裏〕 東京牛込山吹町八番地 高橋精一 東京 一七（消印）・九・二一・ヲ

文書7 明治19年4月28日 泥舟書状

過る年より別紙之」通り、周旋人しうせんじんと門人」とはかり、取きはめ申候」ま、他へ御ゆづりなされ」候ハ、これを御見合せにて」御取計可被成候、近頃者」かうかつもの多く、かよふ」取きめ置候ても、折々」馬鹿にされ申候、外諸」大家も皆すりものにて」謝義取極有之、愚老々」猶餘分之謝義ニ御坐候、」御心得まで申述置候、以上」

四月廿八日

文書8 明治20年1月26日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

(前欠)さまのミ御ゆるし被下度候、扱者「寒氣もつよく候處、御無事ニ」御としをかさねられ、めて度「御事ニ存候」  
○昨年中不快ニ而、久々引「こま(ママ)り居候を御たつね被下難」有、御申越之通、近所くらいに「無之、遠方の別品まで心配」いたし、まことに氣之毒ほとに「神佛をいのりくれゆへか、全快」いたし、當年ニなり候而者別而「若く相成候と申評判、是者昨」年のま、ひげをそり不申居候ま、「猶更よき男ニ見え候よしニ御坐候、」定而そなたさまニもよき男と「御噂被成候事与ひとり考へ居申候、」○としの暮と、としの初のうた「とも出来致候ま、御ワらひ草ニ」した、め置候」

としのくれに

まうけなきやとにしあれハひと、せの末もはしめもかハラさりけり

としの初に

かくれかの庭の松竹それをたにとしのはしめのかさりにはせむ  
試るふての命毛なか、れととしのはしめにまついはふかな

池水浪静 御題

おともなく世になからふるわかやとハ池の面にも浪た、すして

一月六日の夜より雪ふりいてけれハ

雪ワけてつみし若菜や(そカ)あらハなんいさら小川の清きなかれに

柳

うちけふりなく柳の糸をもてつなきとめたる三日月の影



松

花はあれともみちハあれと千代八千代ミさををかへぬこれそ木の公きん

竹

何くれのふしハありとも呉竹のかハラぬ色を心とハせむ

右御受ながら新年の「御しうき申上度、客来多、大」延引御ゆるし被下度候、「かしく」

一月廿六日精一

御兩人さま

尚々、時かふ折角御いとる専一「存候、美男子も実ニせんきもち」ニ相成、當年ニ成候而も両度迄「引籠り居候、是ハ少しつかい過候」故かとも存候、呵々々」

文書9 明治20年4月8日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

其後者取紛、久々御ふさ「たさま申上候、追々春暖」相成候處、御揃御壯安「めて度御義存候、扱者先日」塩沢久平、出京ニ而罷越、「其御地の御様子も親敷」承り安心仕候、其砌同人へ「委細傳言相頼置候へ者、」定而御聞取ニ候半、偏通「義、二月末より風与不相」勝、せんきニ而も候哉与申「居候處、追々相つのり、幸」當時しようずに有之候「醫師、千葉与申者、私」門人同様之人ニ而、誠ニ深「切ニも有之、同人へ為見候處、」よほと重き病しよう「のよし申聞、夫より十分ニ」りうじを受、一時者大ニ「あんじ候容体ニ候處、漸」先月半より少々ツ、快方「相成申候、乍去今々とこ

「二」居り、おりく私居間まで」そろく相越候位ニ而、今以」しきりに薬用手當」致し居候事ニ御坐候、久平〆」者御あんし不被成候様御」傳言可申旨、頼置候得共、」若、同人もぼんやり致」居候事故、若もワすれ候哉」与存候間、御左右伺旁、此段」申上置候、一体はつ病」之節より一寸申上候半与存」候得共、かけへたて候事」故、別而御あんし与存候ま、」わさと不申上打過候」事ニ御坐候、御心配なさる」ましく候、先頃編(徧)通」病氣ニ成候与まもなく」誠治義、富山ニ而りう」まちつとかつけニ而相な」やミ、ひとりもの故、別而」難義いたし、無據東京へ」帰り来り、おきふしも」さらに出来不申、真ニコ」まり候處、同人義者全か」つけ之方つよく候与相見、」此ほとハ大二快、少々者は」たらき居申候、其うち私も」時々持病氣ニ而打ふし」病院の体ニ而大ニコまり」申候、此御者内外の事、私」壺人ニ而実ニ世話敷」事ニ御坐候、何も時下伺旁」前段申上置度、呉々も御あ」んし被成間敷候不盡」

四月八日 精一

御両人様

尚々、愚妻初、宜敷申上候様」申出候、同人よりもふミ差上ケ可」申処、小児も度々不快、手は」なれかね、御ふさたさま申上候、」御ゆるし可被下候」

〔封筒表〕 駿州藤枝宿裏郡邨 村山知妙様 (消印) 藤枝／駿河・四・一一 い

〔封筒裏〕 東京牛込山吹町八番地 高橋精一 (消印) 牛込／東京 二〇・四・八・ヲ

文書 10 明治20年6月22日 村山智妙宛泥舟葉書

〔表面〕駿州藤枝驛裏郡邨二而 村山知妙様 東京牛込山吹町八番地 高橋精一

〔消印〕牛込／東京・二〇・六・二二・□（消印）藤枝／駿河・六・二四・は

〔裏面〕其後者御無沙汰いたし居候、時かふの御障りも「無之候哉、折角御いとる可被成候、扱、徧通不」快も日増ニ快方ニ赴き、御同様大慶仕候、此頃「者追々かワきニ相成候故、夫是のかげん」ニ而世話をやき居申候、もはや御あんし者無之与」存候ま、御安心可被下候、いしも誠ニいりまめには「など申居候事ニ御坐候、此段先日可申上存候処、」亀・五十兩人とも不快ニ而取込居、乍存御不」音致し御ゆるし可被下候、以上」

六月廿二日午後

文書 1 1 明治 23 年 8 月 13 日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

其後者御ふさたさま」申上候、残暑もきひしく「候得共、御揃御安泰めて度」存候、扱者過日者」私不快御聞込被成候而」御たつねの御ふみ被遣」難有存候、先般御帰」りの後、とかく氣分」あしく候得者、御承知」之通り法事等有之、」別而おしけ而居候故、廿三日」よりひたと平臥いたし、「持病与ちかい、よほと」かん氣もたかぶり、甚」ひろふつよく、此度者めいど」へたびだち仕候事与存候」程ニ而、皆々大心配致候」由ニ御坐候、よふやく此」程者日々にこゝろよく相」成、や、平常之様ニ者候へ共、」五十日も、ふし居候故、歩」行等いたし兼、且少々」時かふあしく候へ者、あたり」候ま、養生いたし引」こもり居申候、もはや」五六日も過候得者、そろく」四ツ谷あたりへ参り可申考」居申候、御あんし被下」間敷候、徧通事も」よく世話をいたし呉、歎」ひ居申候、○其御地、大久保」義も何分鉄造之義も有之、」御地へ差置候而もこゝろ」遣ひ之よしニ付、老」婆之さとも相談いた」し、近日引まとめ」申候趣、私不快故、別而」

かまひ不申候得共、是」より者當地ニ而、又々むつ」かしきことゞも出来」可申与心配罷在候、是」迄者色々御厄介相成」千萬難有、御禮紙上ニ」盡し兼申候、そなたさま」ニも何卒つかふよく御」引まじめ被成候様与楽」しミ居申候、何も時かふ」御見舞、且者不快之容」子申上度、早々」

八月十三日 精一

御兩人さま

尚々、時かふ折角御いとゐ」可被成候、愚妻よりも御ふミ」上可申筈之處、私不快故」別而取込、別段上ケ不申候まゝ、」宜御わひ申上候様申出候、御序」之砌、小野田長次郎へも私」容体御はなし被下度候」

文書 12 明治 31 年 12 月 28 日 村山みき宛泥舟書状

御ふミ拜見致候、扱者是」より此程帰京致し候事可」申上与申居候處へ、昨夜みか」ん相とゝき、唯今も御ふミもと」、き申候、私義も昨年重き」病氣ニ而、とても六ヶ敷由」醫師も申居、しかるに幸に」追々と快く相成、ついては」地をかへ候て養生致候様」いしも申聞候処へ、弟子ニ而中」國筋へ参り候者有之、同道致」候様との義ニ而、俄二五月初分」出立、あちらこちら遊ひおり、」段々引とめられ、漸く此頃」帰京致し候次第ニ而、御無音」致候、いまた病氣も全快ハ」いたさず候故、此寒サニあた」らぬ様と、いしもしきりに心」配いたし候まゝ、かへりそふ」く唯々あたゝまりおり、養」生致居候、御は、さまニも先日」中、御身体しひれ候而、御不自」由のよし、嘸々御こまりと」存候、併此ほとハしひれもかろ」く被成候而、御自用者足り申」候よし、重畳の事ニ存候、」當年者寒氣もつよく候」へ者、能々おいとる専」ニ存候」○村山偏(徧)通事、御たより」不致候よし、私方へも留守中」一度道太郎迄差越候よし」ニ有之、近

頃とき方へも音信」無之との事ニ候得共、別してかわり」候義者無之やとそんし候、定而」巡廻ニ而もいたし居候事やと存」居候、○ミかん二箱御おくり」被下難有、子供へも半おくり」申候、定てよろこひ候事と存候」○甚微少ニ候得共、御母さまへ」菓子ニ而もさし上度、御見舞」のしるしまて、金一円小か（わ欠カ）」せにて差出候、何成共御求」御あけ被下度候」何も御返事まで、取込居」

あら〜、かしく」

十二月廿八日 精一

おみきさま

尚々、御母さまへくれ〜も宜敷」御申上被下度候、家内共よりも」宜敷申上度申出候、以上」

（封筒表）駿河國志太郡西益津邨郡 村山知明様（消印）武蔵／東京牛込／卅一年十二月／二十八日／ヲ便

（封筒裏）東京市牛込矢来町九番地甲六號 高橋精一 十二月廿八日午後

（消印）駿河／藤枝／卅一年十二月／二十九日／イ便

文書 13 明治 32 年 12 月 3 日 村山みき宛泥舟書状

其後御不沙汰致候、近日」御寒サ強く相成候處、御揃」御壮健、めて度存候、扱者先」月四日、徧春殿風与」御出ニ而、種々御事情も有之」俄ニ御帰國被成候ニ付、御ミヤ」け無之候故、拙筆進し候様」御頼有之、則有合之分、数」葉「相封し、且少々御菓」子ニ而も与金子も相呈し候、」其砌、御話之通りニ候へ者、翌日」者御出發之義与被存、然ル処」

其後御無事ニ御着之否、「何等御申越も無之、唯今迄、今」日者くく与御待申、且御案事申「居候處、更ニ御音信も無之、」  
扱者御帰国ニ無之、或者御寄留「所之御申付ニ而も候半歟とも疑」惑致し候、又瀛軍中之義「も御案事申候ま、御問  
合申」候否、御申越相成度候「○御老人さま、當今如何哉、」折角御養生被成候様存候、「愚老も今ニ病氣全快」不致、  
ひくく致し居候、何も「前段何度迄早々、以上」

十二月三日 精一

おみぎやま

(封筒表) 駿州藤枝宿郡村 村山美喜子殿 (封筒裏) 東京市牛込矢来町九番地 高橋精一

(消印) 武蔵／東京牛込／廿二年十二月三日／又便 (消印) 駿河／藤枝／廿二年十二月四日／イ便

文書 14 明治32年12月9日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

拜啓、陳者臺灣徧通より去ル四日「道太郎へ郵便相届、披見いたし候處、」先日當地留守宅時より、此先見込「も無之」  
など種々苦情をならべ、りゑん「いたし呉候様申遣候由ニ而、徧通義も」子供ふびんニ者存候へ共、男子として妻「よ  
りりゑんを申こまれ、是まてろく」く送金もいたさず候故、こまり候あま「りより申越とハ存候得共、とまり呉候  
様」申遣候訳ニも及びがたく候ま、断然り「ゑん致候段申遣候趣申来ル、付而者小児」兩人之義、迷惑ニ而頼ミ兼候  
得共、し「はらく預り呉度、強く申越、愚老へ者」是迄さまく迷惑もかけ候故、申兼「候間、道太郎より能々申出候  
様と申越候段」承り申候、右二付、是迄當方へ者何とも「一ツのはなしも無之事故、留守宅へも」段々はなしいたさせ、

親子とも當分」可引取などこまかに申さとし、いよ／＼」左様ニ候ハ、臺灣へハリゑんの義、相と、」まり候様、わ  
 びも致し可遣と深切を盡し」候處、何ともあいさつもいたさず、一昨」六日朝、子供めしつれ老婆相越、御立」去り申  
 候、さすれハどこまでも、りゑんの」決心と相見申候、子供者ふびんニ候得共、」かく不実の親にてハ此末むつまじ  
 くハ相成間敷、且他ニ何か子細も」可有之哉と相察し候間、子供者直ニ」引受申候、徧通よりも此上者猶一層」ふんは  
 ついたし一身相立、一日も早く」帰朝致度旨も申越候、愚老方も忤」者ひしよくニ而、今ニいつれへも出頭いた」さず、  
 老人一人之力ニ而引受居候故、大ニ」困難者申までも無之候得共、事情不」得止場合ニ付、徧通より忤へ依頼之」通り  
 引受申候間、御安慮可被下候、つまり」ハ徧通ニも猶ひとしほ相はげミ候様」可相成、併おこうハ少々者聞わけ候得共、」  
 真者よなく、なき出し、随分こまり申候、」おこうハ愚妻をしたひ、真者ゆきを」かかさま／＼と申、すこしもはなれ  
 不申、ふ」びんニ存候得共、行末之為ニ者至極よろ」しかるべく存候、愚老も難義の上ニ」難義の事はかりかさなり、  
 扱々悪因」縁ニ有之候、何もとりあへず此段御通し」申上置候、りゑんの手つ、きハ追々相はこ」び可申事と存候也」

十二月 精一

御兩人さま

尚々、徧通留守宅へ者、是迄も臺灣より」少々ツ、者送金も有之、猶愚老方・親族共」よりも時々めくみくれ、乍去子  
 供兩人も居り」候へ者、随分こまり候者相違ニも無之、當暮者」とても少しの金にてハ六ヶ敷と考へ候故、親」子とも  
 當人引とり候様可取計など相談いた」し居候處へ、ふいと前文之しまつ、是も」ときの来り候事と存候、」○愚老ニも  
 是迄かくし居候得共、此ころ」承り候得者、徧通義、先達而中賊難ぞくなんに」出會ひ、御あづかりの金子うはいとられ、其」  
 ため、うたがひをうけ、しはらくけいさつへ」と、められ、種々たつねをうけ、やうやく」近頃明白に申立も通り、き  
 れいにゆるされ」候よし、実に思ひよらざるさいなん、大ニ難」義いたし候由、右者そなたさま及愚老へ者、」老人之義、

心配をかけぬ様とかくし置候段」申出候、此段、序ニ申陳置候、此外いろく申しんし度候得共、病氣ゆへ筆もまワリ兼、猶あ」とより萬々可申進候、以上」

(封筒表) 駿河國志田郡西益津邨郡 村山智明様 (消印) 武藏／東京牛込／廿二年十二月／九日／二便  
(封筒裏) 東京市牛込矢来町九番地 高橋精一 十二月九日午前

文書 15 明治32年12月15日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

前略御免、扱者過日者御返」事被遣、御細々御申越一同へも」申聞置候事ニ御坐候、子供も」お幸ハ愚妻、真ハゆきか」世話致し、相こし候日より、お幸」ハはさまく、真ハかかさまくと」申、すこしもはなれ不申、扱々」ふひんのことニ御坐候、真者夜」半にめをさまし候ゆへ、何」れも安眠も不致候しまつニ有之、」しかし日々ニ居なれ候ま、」御あんし被成間敷候、兎二角」徧通帰京までハ、いかやうにも」いたし御預り申候間、其御ふく」みにて被為入候様存候、子供、私」方同居届之義者、近日牛込」區役所よりその郡役所へ」相まワリ可申候ま、此段も申上置候、」子供なからも少しハこころ」にかんし居候と相見へ、すこしも」時とも義申出さす候、ときの不」義もの、真ニにくむべき者ニ有之」候、○御申こし被下候ミかん二」箱、昨夕正二相と、き難有、」速ニひらき、子供へも遣し、大」よろこひ之事ニ御坐候、○愚老」病氣も何分全快いたさす、」今以くすりも用ひ、難義致居候、」もはやふるさとへ帰り仕度」ニ御坐候、何も右のミ、呉々も」子供者御あんし被成間敷候也」

十二月十五日 精一



## 御兩人様

尚々、來春ハおミきさまニ而も「御出京ニ而一人者御つれ帰りのよし」ニ候得共、とてもはなれハいたす間「敷候ま、  
徧通帰り候上ニ而、御出被下」度存候、序ニ此段申上置候」

(封筒表) 静岡縣志太郡西益津村郡 村山智妙様

(消印) 東京牛込／□□□十二月／十五日／ト便 (消印) 駿河／藤枝／三十二年十二月／十六日／イ便

(額装されているため、封筒裏面は未詳)

文書 16 明治 16 年 12 月 28 日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

其後者乍存、取込居「候而御無音のミ打過、申」訳無之存候、先以寒冷」の節、御揃御安健めて度」存候、當方も一同  
さし」たるさワりも無之候得共「愚老二者昨冬重病の」後、少しの事にもあたり候而「當今者先々快き方二者」候得共、  
何分全快と申事ニ「不相成、引こもり養生致」し居候事ニ御坐候、お幸・真」とも丈夫ニいたつら致し」居候ま、御  
投(放)念被成度候、臺「湾より者久々音信も無之、」いか、いたし居候敷少しも「不相分、先者無事ニ而候」事と存  
居候、○御国産ミかんニ箱、今朝相届難有、早速」開き、子供へ遣し、大歎ニ「御坐候、併御事多之処、御配」慮  
の事ニ存候、何も御禮旁時かふ御見」舞申度迄、餘者來陽」ゆるく可申上候、かしく」

十二月廿八日 精一

智明様

おみき様

尚々、時かふ折角御いとゐ」被成候様、祈居申候、愚妻義も」近年者大ニからたをいた」め、兎角あすここ、と申」こまり居申候、右故いつも御不」沙汰のミ申居候ま、宜敷申陳」候様申出候、真者道太郎」のミ別而慕ひ少しもはなれ不申、お幸ハ愚妻を」はなれず、朝より晩まで婆々」々々と申居候、以上」

(封筒表) 駿州藤枝驛裏郡村 村山智明様

(封筒裏) 東京牛込矢来町九番地甲六號 高橋精一十二月廿八日夕

(消印) 武蔵／東京牛込／世二年十二月／廿八日／□便 (消印) 駿□／藤枝／□□□十二月／二十九日／□便

文書17 明治33年3月30日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

御ふミ被遣、拜見仕候、是分も」存外ニ御不沙汰申上、背本意候、」扨者御老人さまニ者流行」之風邪ニ御か、り被成、餘程」御なやミ被成、且そなたさま及」徧晴殿ニも御同様御惱被成」候とか之御事、嘸々御こまりと御さつ」し申候、しかし昨今者御快方」之由、欣喜之到りニ存候、愚老義も」兼而愚妻よりも申しんし」候通り、昨十二月末より、つよく」流行の風邪ニかかり、兼々心ぞ」ふ病ニ而よハリ居候處への事故、」殊之外危篤ニ及ひ、此度者」もはやふるさとへ、たびたち」可申与存候処、一月半ニいたり」不思議ニ少々、快方相成、」乍去いかにも疲労つよく、今以」病床ニ罷在候次第、右故久敷」筆もとれ不申、乍存御無音致候、」近日あた、かにも相成候ハ、」よろしく可相成、醫師も申居候」

間、樂ミ居申候、」○子供兩人とも、到而丈夫」ニ有之、お幸者婆ニ、真者悴」夫婦ニ而受持、そたて居申候、」随分無人之處へ、俄子持与」相成、朝夕すこしのいとまも無之」事ニ御坐候、徧通よりも久々」たへて音信無之、幾度書状」遣し候而も、一度之返書も不差」越、悴等も頻ニあんし出し、台」灣之しる人なとへ、たんさく方」頼ミ遣し候処、今朝郵便相」届、書中之義者悴より申陳候由」ニ付、再不申陳候、同人も台湾」之流行まらりやねつニ而永々」平臥、漸近頃押而起出し」候哉ニ申越候由、其方へもたへて」書面も上ケ不申と申越候由、いまた」此様子ニ而者、近く帰京も致」間敷与困却、此事ニ御坐候、何も」御返事旁、御見舞まで」不取敢申陳候、乍末、御老人」様へも宜敷御申上被下度候、病」中萬申進候へく候、かしく」

三月三十日夕 精一

おみきさま

尚々、愚妻共よりも宜敷申上度」申出候、以上」

(封筒表) 駿河國志太郡西益津村字郡 村山智妙様

(消印) 東京牛込／三十□□三月／三十日／ル便 (消印) 藤□／三十三年三月／三十一日／イ便

(封筒裏) 東京牛込矢来町九番地 高橋精一 三月三十日夕

文書 18 明治33年6月11日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

おふミ拝見致候、兎角時」候不揃ニ候處、御揃御安健」之由、重疊ニ存候、愚老義も」漸近日三四丁位運動」致し候様

相成候まゝ、此分」二而者先々泉下之人とも」相成間敷候まゝ、御案事被下」間敷候、其御方へも徧通」より御便り申進候由、過日當」方へも差越申候書面之様子」二而者、急ニ帰京も致間敷候歟」与存候、随分兩人之子供」無人之處故、頗迷惑仕居候、「徧通もまさか安意も致間敷候得共、何様遠隔之義、「何を致し居候歟、判然不致」事ニ御坐候、とき者離別之方」御取計、せきもぬき候様御運」ひ之由、承知致候、愚老か生て」居候内者子供もどふやら致し」置可申、御案事被成間敷候、「○御申越之石碑認、差出候、「二行法名之中少々開キ過」候故、其趣認置候得共、猶」御申傳へ被下度候、何も右耳、「早々、かしく」

六月十一日 精一

御兩人様

尚々、毎々取まされ御無音」勝ニ過行申候、家族共よりも」宜敷申上度申出候、以上」

(封筒表) 静岡縣志太郡西益津邨字郡七番地 村山智妙様

(消印) 武蔵／東京牛込／卅三年六月／十一日／二便 (消印) 駿河／藤枝／卅三年六月／十一日／ホ便

(封筒裏) 東京市牛込矢来町九番地甲六號 高橋精一六月十一日出

文書 19 明治34年1月10日 村山智妙宛泥舟葉書

(表面) 駿州藤枝驛裏郡村二而 村山智明様 東京牛込矢来町九番地 高橋精一

(消印) □□ (武蔵) / □□□□ (東京牛込) / 卅四年一月十日 / ヌ便

〔裏面〕新年の慶賀御申越、是よりも」猶、新禧を祝し申候、御老體寒氣」之御障りも無之、御壯健之由、何よりの御事」  
 二而候、當方愚老初、子供らも丈夫二越」年致候ま、御休心可被下候、餘者後音」萬々可申陳候、可祝 一月十日」

文書20 明治34年9月29日 村山みき宛泥舟書状

御ふミ被遣、拜見致候、俄二」秋冷相成候得共、御障りも無之」よし、欣喜此事二御坐候、扱者」過般した、め差出候  
 拙筆」二而御都合宜敷候よし、付」而者志賀・角岡両氏へ御」遣し之分、認上候様承知」致候、近日した、め差出可申  
 候、」○御申越被下候つけ物、唯今」正二相と、き、速二拝味致候」事二御坐候、御老人へも宜敷御禮」御傳へ被下度候、」  
 ○愚老病氣も迎も全快」者不致候得共、追々少しツ、者快」き方二候間、御案事被下間敷候、」去ル六月初より、愚妻義」  
 發病いたし、一時者よみぢ」の人与存候程二候處、幸二快き」方二候得共、今以寐たり起たり」いたし居、すこし時か  
 ふの」かわりにて、すぐにさわり、誠二」こまりおり申候、此両三日も俄二」冷氣相成候故、不出来二有之」子供者居  
 候事故、世話もと、き」不申、こまり居候、」○愚老義、病氣よろしく」候得者、御地より三州へ参り候様御」申越、  
 実者醫師もてんち」致し養生いたし候得者、極而」宜敷与時々す、められ候得共、」愚妻及亀吉の病中故、」何分出兼居、  
 漸時かふも宜」敷事二候得共、駿河より遠州」邊へ養生旁可相越哉二心」仕度仕居候、遠州の可睡齋」かすいさい与申寺へ者、  
 三四年前より」参り度存居候得共、今ニ参り不申、」此程者是非参詣可致と存居候、」いよく罷出候事二決し候ハ、  
 其段」申上候様可致候、何も御受まで、」愚妻其他よりも可然御傳言」致候様申出候、御老人へ者別段」ふミも上ケ不  
 申候ま、宜敷御」申上被下度候、かしく」

九月廿九日

精一

(封筒表) 駿州藤枝驛裏郡村二而 村山美喜子様

(消印) □□/34—9—29/□ (消印) 駿河/藤枝/廿四年九月/三十日/□使

(封筒裏) 東京牛込矢来町九番地 高橋精一 九月廿九日午後

文書21 明治35年9月14日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

御ふミ被遣拝見致し候、「扱者焼津邊海じけ」之儀御あんし申候處、別而「御さわりも無之由、安心」致候、兎角近頃者あれ」催のミニ而迷惑致候事ニ「御坐候」○浅墅殿老女之悴より「御添書相願候ニ付、近々相」越可申よし、承知致候」○志賀・角岡両氏へ拙「筆被遣候處、大歎ニ而候」よし、就而者志賀氏実「父明年六十一之賀ニ付、扇」子百本認候様御頼之由「承知致候、外ならぬ御頼」ニ付、御申越之通りニ而した、め「進し可申、愚老も其中」養生かたく「近國門」人方へ相越可申とも存居候ま、」参り候得者、長くも可相成」候得者、當月中ニ扇子御「差越被成候様存候」○お幸義も丈夫ニ而、毎々「愚老之不自由をあんし」候より、愛らしきものニ御坐候、「実ニ病氣等之節者大」不自由ニ而、亡妻者一と通「ならぬ朝夕心を盡し」居(候)故、別而病氣等之時者「思ひ出し申候、真ほふ者」悴をまことの親父なりと「申、朝より晩までつきま」とひ、扱々うるさきほと」に候得共、子ぼんのお故、餘り「愛し過ぎ候ほとに有之、」わかま、のミ申居申候、御安心「可被下候、○愚老病氣」も先々快き方ニ者候得共、今「ニひろふいたしおり候得者、」しきりにじやう物をいた、き「養ひ居申候、此頃者少し者」肉もつき申候、何も御返事「まで、早々、可祝」

九月十四日 精一

智明様

おミき様

(封筒表) 静岡縣志太郡西益津邨郡二而 村山智明様

(消印) 駿河／藤枝／廿四年九月／十□日／イ便

(封筒裏) 東京牛込矢来町九番地 高橋精一 九月十四日投函

文書22 明治35年10月1日 村山みき宛泥舟書状

是より御左右可伺与」存候處へ御ふミ相届、「拝見致候ニ、此ほとこの」暴風雨、當地者別而」強く候様御聞込、御案事」被下、早速御尋ね被下、「難有存候、随分大あれ」ニ而候得共、新聞紙ニ而者牛」込邊者其中かろき」方之様ニ相見申候、しかし」早稲田邊杯ニ者つふれ」家等も有之、宅なとも塀」垣等大方吹たをされ、「中々の迷惑ニ御坐候、何様」廿八日拂曉よりあれは」しめ、廿九日中つよく、三」十日も晴天ニ候得共、風者」つよくふき居申候、其御地も」海邊故、定而大あれ」与御案事申居候處、先々」軽き方之由、安心致候、近頃」者あれも度々ニ而まことに」こまり入候事ニ御坐候、「○志賀氏扇子之義、御申」越之處、既二四五日前」三州より被送り越申候、何れ」近日した、め差送り候」積ニ有之候、左様御承知置」可被下候」○お幸も丈夫ニ而候よし、此ほと者御地もまつりニ而候」よし、當地も去ル十九日」二者赤城社之まつりニ而、にき」やかに候處、午後より大雷」雨ニ而おまつりもめしやく」ニ相成、真ほふ

杯も大よ」わり二有之候、「何も御返事迄、餘者」後便二萬々申述候」可祝」

十月一日 精一

おみやぎさま

尚々、御母上さまへも宜敷」御申陳被下度候、以上」

(封筒表) 駿州志太郡西益津村郡 村山美喜子様

(消印) □□／35—10—□□／□ (消印) 駿河／藤枝／廿五年十月／二日／イ便

(封筒裏) 東京牛込矢来町九番地 高橋精一 十月一日午後

文書23 1月3日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

初春の御壽、めて度申納候、先以御寒サ強く候得共」御障りも無之候哉、當地私方初、山岡とも一同無事」越年、憚なから御安意可被下候、貫一も誠二丈」夫二而、日々客来多故、私こま遣ひ致し居申候、「當地へ参り初春ハ久しぶり二候得共、私當時之住」居ハ別而かんせい二而、春も春らしく無之候ま、」今朝より山岡へ遣し、春之氣色を見させ居申候、しかし當年ハ諸式も高直故、到而さひ」しく候由二御坐候、私義も旧冬おしつまりより少々風」邪故、今々宅におり、唯々客あしらいのみ二而、いそ」かしく暮し居申候、○旧冬、石坂帰り候砌、御申越之」額面御届申候得共、相届申候哉、同人もいそかしき人」故、御届方打わすれ者不致候哉、若御届不申」候は、御序二同人方へ御申遣し、御取寄可被下候、「右者初春の御壽申述度迄、めて度」かしく」



一月三日

精一

むら山

御兩人様

文書24 1月3日 村山智妙宛泥舟書状

新年の御祝義めて度「申納候、先以寒氣も弥増」候得共、御揃御安健、御超歳「重畳、此事ニ御坐候、扱、當地」拙宅初、一同無事加年致候まゝ、「御案事被下間敷候、旧年」中も何やら事多ニ而御無沙「汰さまのミ御免可被下候、此度者」遠州へ愚妹も罷歸り候まゝ、次郎吉も「同道いたし罷歸り候ニ付、同人へ」委細申ふくめ置候まゝ、御聞「取可被下候、何も幸便、不」相替客来多、少しも手透「無之、餘者後便ニ萬々可申上候、」乍末おミきさま、徧通へ宜敷「御鶴聲相願申候」、かしく」

一月三日夜

精一

智妙さま

文書25 1月9日 村山智妙宛泥舟書状

新年の嘉詞めて度申納候、寒中二者「候得共、當地者一月一日より寒氣も相」ゆるみ、日々よき天氣ニ而、一同都合も「宜敷事ニ御坐候、其御地者定而あた、か」なる御事与申暮し居申候、扱、次郎吉「申越候ニおミきさま少し御不快之よ

し、「當今いか、候哉御あんし申候、早速愚妻」より御ふミ上ケ可申処、無人のところへ」日々客来二而、まことに取込、朝から」晚迄もりのミいたし居、乍存御不沙」汰致し申候、宜敷御わひ申上候様申」出候、○旧年者杉浦さま御出京ニ而度々」御尋いた、き、毎度御かまひも不申」御氣之毒ニ存候、宜敷御わひ御申通し」可被下候、何も年始之嘉儀、取あへす」申上度、且者御不快御左右伺度与餘者」永日萬々可申上候、以上」

一月九日 精一

智妙さま

尚々おミきさま・貫一へも宜敷御傳聲」可被下候、一月二相成、別而客来多、」少しもひま与申時者無之、乍存御不沙」汰致し、御免可被下候、以上」

「表書」むら山さま 人々 めて度 高はし

文書26 2月19日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

其後御ふさた」さま申上候、御揃時かふ」の御さワりも無之、」めて度存候、當地」私初、一同無事、」徧通も日増大男」与相成、しきりに」はたらき居申候、御案」事被遊間敷候、此」度御地より出京」之幸便有之、一筆」御左右伺申候、委細」當地之もよふ申」上度候得共、今日者」別而来人多、萬」申上もらし候、何れ」後便、猶可申上候、」かしく」

二月十九日 精一

御兩人さま

尚々、家族共よりも」宜敷申上度申出候、」以上」

文書27 3月22日 村山家宛泥舟書状

唯今無別条、相良石坂方、安」着致し候、御序ニ大久保へも御通し」可被成候、○茶じまのきもの御」ぬい直し被下候ハ、、すそはぎハ新ニ」御もとめ、御つけかへ置可被下候、此」段相願申候、なるたけ早々ニ」罷帰候ま、、貫一へもさよふ御申聞」置可被下候、以上」

三月廿二日

高橋

邨山さま

文書28 4月10日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

其後御無音申上候、先々」時かふ御さわりも無之よし、」大慶此事ニ候、當地私方」初、親族とも一同無事ニ候ま、」御心配被下間敷候、先日者」上傳馬町大火之由、さそく」御さわき被遊候よふ存候、」當地者昨冬より更ニ出火」無之、かへつて田舎之大火」承り及候、私義も昨冬よりどこ」ともなく氣分不宜、よわり」居申候、亀吉も不時候故、兔」角少々ツ、わつらひ困り入申候、」○徧通義、到而丈夫、はた」らき居候ま、、御あんし被遊」間敷候、○萬年青のかわり」物出来、評判之よし、至極」面白キ御事ニ御坐候、かわり物者」此次之葉を致し候とき」者、兎角もとの葉にかはり」候もの、よし、右故かはり」候時ニ見切候か宜敷与近所の」おもと家申聞候、成程さ」よふ之義有之候も難計候

ま、一寸申上置候、大久保不快も」追々危篤之よし、甚苦心仕居候」心中、御さつし可被下候、右耳」来人申した、め、早々」かしく」

四月十日 精一

御兩人様

(表書) 邨山御兩人様 高橋 (封筒表) むら山様人々平安 東京高橋

文書29 4月23日 村山智妙宛泥舟書状

其後御無音いたし候」處、御揃御機嫌克めて度」存候、扱者先便瀧川へ」一封遣し候様御申越承」知、右者郡長へ能々申遣し」置候得者、あしく者取計」申問敷、且瀧川へ者餘り」頼ミ遣し候もこのまし」からす候得共、折角の御」申越ゆへ一封した、め」いさゝたのミ遣し」申候、左様御承知、三上氏へも」御申聞置可被成候、尤瀧」川へも杉山へ能々のミ置」候段、申遣し置候ニ付、瀧川」より三上氏へなにとか」申出し候も、はかり難く候間、其御心得二而御出之様、御」通し可被下候」○當地私方并親そく共」一同無事、御あんし」被下問敷候、私も致而丈」夫二而日々した、めもの」のミ致し居候ま、是亦」御あんし被下問敷候、誠二」日々來客多、いそかしく」候而、乍存御無沙汰致し」御ゆるし可被下候、大久保」老人も不快、少し者よろしく」候よし申越候得共、まことに」難病之事、定而何」角与御厄介可相成、何分」御心添相願申候、右申」上度、早々、以上」

四月十三日夜 精一

智妙さま

尚々、御ミきさまへも宜敷「御通聲可被下候、愚妻」よりも御尋可申筈ニ候得共、「御存之通り朝からばん」まで義一もりニ而食事も「いたし兼候ほと、いつも御」ふさた申上候、よろしく御わひ「申上候様申出候、まことに日々」来客多、別而こんさつ「こまり入申候、御わらひ可被下候、」以上

文書30 4月27日 村山みき宛泥舟書状

毎度老病やら何

やら取まされ、御ふさた」のミ致し申候、此度者「御老人能クぞ御出京」被成、久々ニ而御面會致候「へ共、少しも御かわり無之、」大丈夫ニ被為入、歎ひ居申候、「久々の事ゆへ御構ひ申」度候へ共、御承知之通り「故、更ニ御かまひ不申、御氣」之毒ニ存候、徧通義も「昨冬より當春ニいたり」一通之文通も無之、実ニ「生死之程も分り不申、今」日者書状参り可申と待「居候得共、更ニ音信無之」候故、同人世話ニ成居候「方へ向け、道太郎より」書状遣し候處、此頃返「事相越、文通致候處にハ」居不申、他所へ参り居候ま、  
書状之趣相通し可申「旨申越候、右故近日徧通」よりも書状可差越やと考へ「居申候、実ニあきれ果候」事ニ有之候、  
○屏風一「雙した、め可申御頼承」知、不出来ながら御ミ「やけニ差出候、他ニ額面・」小物・半折等少々上ケ申候、「何ぞ御ミやけものあけ」申度候得共、其御ミやけ「のかわりに子供ニ夏物」ニ而もさせ可申与存候ま、別「ニ上ケ不申候、當方も今ニ」道太郎もつとめも無之「あそひ居、老人うで」本ニ而一同養ひ居候義故、「何事もおもふま、な

らす、よくく御さつし、此度も「老人御かまひ不申段、不悪」御承知被下度候、愚老も「病氣まつく宜敷方」二候得共、今ニ歩行もい「たしかね、四年ごし、く」すりものミ居候得共、全快「いたさす、こまり入申候」○御老人より伺候得者、日々「学校へ御つとめ、御ほね折のよし、せつかく御へん」きやう被下度存候、何も「

右のミ、愚老も病氣宜「敷候ハ、静岡より御地へか」け相越申度存居候、其砌「者ゆるく御めもしにて」萬々可申述候、以上「かしく」

四月廿七日認 精一

おみきさま

文書31 5月10日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

過日者御ふミ被遣、拜「見致候處、徧通不快」御案事被成、且費用「等之義、厚御申越、もとより」父子之義ニ付、届候丈ケ心「配仕候者、當然之義ニ付、決而」同人之事ニ付、御配慮者「御無用可被成候、扱、不快も」先頃中者少々ツ、宜敷様「相成候處、當地者此五六日」前より、又々さむく相成、誠ニ「不時かふ故、丈夫之者ニ而も」皆々ワつらひ候程故、徧通「之からだニ者別而さワリ、」氣分よろしからぬ様子「まことに苦心致候、いしも」しんせつニいたし呉、いろく「薬も用ひ、かんひよふ」人も大勢居候故、ふそくも「無之候へ者、其へん者御心」はい被下候ニ不及候得共、よ程「ひろく強く候得者、萬一外」病氣等出候而者、何分六ヶ敷「趣、いしもしきりに苦勞」致居候、命數者天命「二而、出生之時よりきまり居候」もの故、是者無據事ニ候「得共、直り候ものならハ、一日も」はやく全快いたし候様「皆々申居、愚妻・娘其」外謙三郎之厄介お柳「等類ニ神仏ニいのり居申候、」かんひょうとりようち者先「とどき候積ニ付、

決而御案」事被下間敷候、私も昨年」よりいろく、の心はいのミ、「心中御さつし被下度候、「當今ハ誠治も帰り居、いや」はやねどころも無之程」之こんさつ二御坐候、同人者」病氣者大ニよろしく、徧通」葉取位二者、人力車ニ而相越」候事ニ相成申候、何事も」宿世のやくそくニ候得者」少しもよわり不申候、御案」事被下間敷候、右耳」御受旁申上候、恐々、以上」

五月十日 精一

御兩人様

文書32 5月15日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

御ふミ被遣、拜見致候、當地ハ」とかくあた、かニ相成候と存」候得者、又々俄ニさむく、此」四五日者ワた入二枚ニわた」入羽織など着用いたし候程」二而、何方も病人多之由、「其御地者いか、哉、時かふ折」角御いとみ被成候様存候、「扱、徧通厚御あんし被」成候段御申越、永々御丹精」被下候事故、さそかしと御心」中押はかり申候、私とても」追々そろばん并二ぼきの」しゆぎようも出来候得者、當」年者是非ともつとめさせ」御安心被成候様可致与楽ミ」居、すでに心あたりへそろ」く頼ミ込置候処へ、風与」重病ニかゝり、一時者大ニ」よろしく、此分ニ而者速ニ快」方相成候与存候処、何分左」様不相成、近日者ますく」疲勞つよく、此分ニ而者、全」快之ほと無覺束容体ニ」御坐候、天命与者存候得共、」壮年之事、まことに残念ニ」存候、誰ニひとことも申聞ず候」得共、心中のほと御さつ」し被下度候、いしも初より」難病之由申聞、殊之外心配」いたし、ちからを盡し呉候、」しかし命数すら有之候」ハ、全快いたさずと申ニも無之、」しきりに薬用いたさせ居」申候、食事もおかいを少々ツ、」ニ候得共、三度者いた、き、其」外牛

のち、・そつふ者随分」澤山のミ居申候、御菓子もか」すていら、其外何ニ而も少々ツ、「いた、き申候、何事もやくそ」くづくのものニ而、人のちか」らの及ひ候ものニ無之候得者、」あまり御老たい御心配被成候而」御よわり被成候而者よろしからす」候ま、御如才者無之候得共、此段」申上置候、○徧通へ御ふミ」被遣、為替ニ而金子御おくり」被下候由、同人もよろこひ居」手紙さし上度候得共、何分」した、め兼候ま、私より宜敷」申上候様申出候、私共ちからの」及ひ候丈者薬用其外とも」つくし居候ま、御心配被下間敷候、」私も老人ニ相成、いろく心」配のミ、是もやくそくづくと」少しもめげハ不致候、何も」御受迄、かわせ相届候義」申上度、取込中早々、以上」

五月十五日 精一

御兩人様

文書33 5月19日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

當地者朝夕者兎角」冷々敷、まことに不時かふ」ニ候得共、御地者いか、や、折」角時かふ御いとる被成候」様存候、扱、徧通義、不快も」もはや八十日程ニも相成」候得共、何分ニも快方ニ相」成不申、追々ひろふもつ」よく重病之義、是迄」療治いたし居候千葉与」申しハ、私兄弟同様ニ」ましハリ居候故、一と通りな」らす、力を盡し呉候得共、」更ニ思ふ様ニ不相成、(欠損箇所あり)」こまり居、右ニ付、今日」朝廷江御雇相成候大学」醫學部之教師ニ而」獨逸人ヘルツ与申大醫」相頼、しんさついたし呉申候、」然ニ是迄千葉之りうじ」致候処、まことによろしく、」少しもちかひ候義無之、猶」いつそふつよく薬を用」候様申聞候事ニ御坐候、日本ニ而者」此ヘルツ与申人より上手の」醫師者無之故、此もの、」療治ニ而全快不致候へ者、実ニ」天命ニ御坐候間、御同様ニ」無據事ニ御坐候、私義も幸」どふやら



活計かつけいいたし居候」故、第一のいしにもかけられ」候へ者、たとへ天命つき候而も」思ひ残し候義も無之候間、「せめて其邊者御よろこひ」被下度候、遠くへたゝり」居候故、猶更御心配被成候事与」幾重にも御さつし申候得共、「其御地ニ居候而者、そなたさま」方どのよふニ思召候而も、よき」いしも無之故、別而御心配」相掛候事ニ有之、かんひふ人」等者御承知之多人数ゆへ、「少しもこまり不申、よね義者」ちうやつきをり、こゝろつけ」一心ニせわをいたし居候、その」邊者少しも御心配被下間敷候、「実者御兩人さま之内、御出相」願度者候得共、御ねかし可申」所も無之多人数、殊二者」其御留守宅もあんじられ、「猶更私こゝろもいたみ候まゝ、「此上者御兩人さま萬事」御心つけ、天命者いしの方ニ者無之候まゝ、神佛御い」のり被遣候様相願候、扱々お」もひよらさる事のミ、心中」御さつし被下度候、此四五日」者小児も不快、よるひるやか」ましく、重荷に小つけ、大」さワきニ御坐候、何も不取」敢、前文申上度、早々」かしく」

五月十九日夜

精一

御兩人様

文書34 5月27日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

御ふミ被遣、拜見致候、先日〆」御勝れ不被成、時々とけつ」等被成候由ニ付、御あんし申」居候處、もはや大ニ御快」方ニ而御病床ニも御入不被成」候段めで度存候、乍併御」老体之事ニ付、御丈夫ニま」かせられず、能々御いとゐ」被成候様存候、扱、徧通」昨今之よふたい是より申上」候半与存候處へ御ふミ相届、「則左ニ申上候、」〇此四五日前者俄」ニ雷氣」を催し、随分つよき雷ニ而」大雨ふり、ひやうなともふり、「あたゝかき時かふもたちまち」にさむく、誠ニ

不時かふ故、「丈夫之ものにては皆々よわり」候程ニ而、永々ワつらひ居候身」にハ申までも無之、さそかし」あたり可申あんし居候、あん」の如くよほとふきぶん之様」子ニ而、両日ほとハ甚よわり、私共も」別而心はい致候處、一昨日より」風とよきぶんよろしく相成」候よし申出し、いた、きものも」猶更うまういた、き、うし」のち、なとも日々二合者のミ」つくし、其上養生ニ成候品々、」多分ニいた、き居、此分ニ而者」御申越之如く、壯年の事故」とりかへしニも相成可申哉与大ニ」楽ミ、一同もよろこひ居申候、しかし」大病之義ニ付、此上之處いか、哉与」親と申ものハ御同様、よきにつけ」ても又々あんし居、あけしまハ」無之事ニ御坐候、猶一兩日」様子相ためし、早速申上候」様可致候間、御案事被遊間」敷候、就而者御不快御こゝろ」よく候ハ、御出京も可被成候處、」いまた御腹合もよろしからず」故、右御快候ハ、御出京も被下候哉」ニ候得共、決而御老体御病氣」を御押なされ、御出京等者御見」合被成候様存候、かく申上候とて」御心せつニ御あんし被成、御出京」を御とゞめ申候訳ニ無之、御丈夫」ニ而も御老体之事、萬一御出」京ニ而御からたニさわり候様之」義有之候而者、猶更貫一も心配」いたし、唯今御ふみの趣」もはなし致候處、此上御母さま」ニも御出京、若々御ワづらひ等な」され候而者、実ニ苦勞を増候」間、そなたニ而能々御養生」被下候様申上度、頻ニ御あんし」申候而申出候、決而私并徧通等」御出京を御さまたげ申候訳ニ者」無之、実ニ御からだやら、御費」用やらを御あんし申候より、かく」無腹臆申上候事ニ御坐候、私も」昨今者亦々持病之かんき」ニ而氣分あしく、兎角ふさ」き居、こまり居候得共、徧通」少しよろしきよふたい故、少し」氣力も取直し居申候、昨年〆」種々の苦心、御さつし被下度候、」何も不取敢御受旁、貫」容体あら／＼申上度、餘者」不日委細可申上候、」かしく」

五月廿七日

精一

御兩人様

文書35 6月5日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

(前欠)等々(ニカ)つか(欠損)置、此後者「いかよふともいたし候まゝ、けして」御廻し金之御心配者御無一用可被成候、しかし「貫一者大ニ心丈夫の様」子ニ而、よろこひの色も顔ニ「あらわれ申候、此分ニ而すら」くひたち候へ者、壮年」の義故、速ニ本ふく可致」楽ミ居申候、少し御安」心置被下度候、何も右」御受迄、不相替病人」之中へ来客多、別而取」込、早々」かしく」

六月五日 精一

御兩人様

尚々、時かふ能々御いとる專一」存候、今朝濱野より貫一」不快之由承り候とて、はしめて」手紙をさし越申候、定而けん」れいへ手つゝ、きをもとめ候」下くみと大ワらひニ御坐候、同人者」私義、先年そなたさまへ御厄」介ニ成候砌、面會いたし候まゝ、」いつも一通の手紙もさし」越不申、いんしんふつうニ御坐候、「今更病氣見舞位ニ而ぞ」らきけんのとり直しも出来」不申けいはくものゝ、こゝろ」さし、ふびんのものニ御坐候」

御一笑」

文書36 6月11日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

其後御ふさたさま申上候、先々御揃時かふ之御障りも無之、御めて度」存上まいらせ候、扱、當地義、私方初山岡ニも一同無事暮し居候まゝ、「御あんし被下間敷候、貫一よりも過日より一書差出し度申候而」度々認かけ候様子ニ候得共、山岡・中西等へとまりニ参り、又者道」太郎初同行いたし候而者、あちらこちらへ参り、江戸見物」ニ而いそかしく、

今日も御ふミした、めかね申候与追々延引、「定而御しかり可被成与申出し居候、今日も杉浦様御出京之」よし二而御出被下、貫一も大よろこひ二而、直二御兩人様之御事いか、「哉与相伺、先々安心与何かあるしぶり候御あいさつ致候、誠二おか」しく存居候、山岡義も昨日無滞帰京いたし、貫一も中西より「直二山岡へとまり、鉄太郎へも面會いたし、山岡も謙三郎与見違ひ、「大ワらひ致候事二御坐候、兼而相伺候宮内省之事も申出し、早速」盡力可仕与申居候、猶能々申聞候様可仕候間、御あんし被下間敷候」○愚妻よりも、ふミ差上可申処、大たぬきの上、客来多、誠二よわ」り居、乍存御無沙汰さま申上候段、宜敷御ワひ申上候様申出候」○おみきさまへ申上候、過日より御持病氣之由二候得共、如何候哉与」貫一も御あんし申居候處、今日杉浦様御出二而伺候へ者、先々格」別之御事も無之由、貫一初安心致候、せつかく御いとゐなされ」候様ののり居申候、私、腹の中二而考へ申候二者、そなたさまへ上り」居候うち、笥さんへ参りたし、傳馬町へ参りたし与申候而、あまり」やきもちを御やかせ申候より御持病氣与考申候、此後上り候而も」御やかせ申候様之義者不申出候ま、御心配被成間敷候、當地へかへり」候ても、柳橋やら堀やら、あちらこちらの別品共、なぜはやく御かへり」なされす候与うらみを申され、誠二こまり居申候、「あれまたケ様」之事、つい筆二まかせした、め、した、め直し候もいそかしく」候故、其ま、差出候、これハウそと御見なし可被下候、餘者後音」萬々可申上候、折角御母上様、御世話厚相願申候、以上」

六月十一日午後

精一

智妙様

おみきさま

(端裏) むら山様 高はし (封筒表) むら山さま 高橋

(封筒裏) 伊東さん三上さん笥さん」其外へよろしく御傳言」可被下候、いそかしく候故」別段ふミハ差出不申候、以上」

文書37 7月1日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書狀

(前欠) 快キ方ニ相成、もはや「あんし候様之義者無之与」存候得共、唯々かわきニ而「頻りにやかましく申候」得共、子供与違ひ内々ニ而たべ、こまり入申、あ「まりたべ過候与皆々申」候得者はらをたち、大「ワらひいたし候事ニ御坐候、」此頃も一兩日者少しいた、き過ニ而少しいたミ所「出来、醫師よりもご」と被申候事ニ御坐候、とくより「徧通之容体可申」上存候處、私も先日分「下けついたし、それかと」まり候与つよく水瀉致し、「唯今者痔しつと成、な」やミ居申候、しかし格別之「義ニ無之候ま、御あんし」被下間敷候、兩人之小供ハ「かわるく、ワづらひ、此頃も」五十雄者よほとどのよふ体「ニ候處、昨今者大ニ宜敷、」何之因果やらんと存候「事ニ御坐候、むかしよりへつ」ひんをはねつけ候たゝり」とあきらめ申候、近頃ハ「昨年之病氣よりひげを」はやし候而、よけを致候「得共、其ひげか又々よろ」しきとて、さワかれ、どふ「いたし候ハ、よろしからむ」と工夫最中ニ御坐候、よき「御考も候ハ、御教へ被下度候、」呉々も徧通不快者「もはや御あんし者無之」与存候ま、御安心可被下候、「右耳、取込居、早々」かしく

七月一日午後

精一

御兩人様

文書38 7月22日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書狀

いつも御ふさたさまのミ申上、不本意之事御ゆるし可被下候、「扱者先もし杉浦さま御出京ニ而其御地之御様子委細相伺」案内仕候、先々暑氣もつよく相成候得共、御兩人様とも「御さわりも無之候哉何度候、當地私方はしめ、いつれも」無

事ニ而貫一義到而大丈夫、時々山岡・中西等へ相越、東」京見物も仕居候、私方へ参候人々も一同かはゆがり候而、いつれも参り候様ニ申聞候得共、いまた東京なれ不申故、いやだと」申候而相越不申、しきりに山岡へ参り、とまり居申候、折々私与」同行ニ而両国橋邊などへ参り申候、同人之事者御あんじ」被下間敷候、御両人さまとも御あんじ被成候半与存候ま、手紙」さし上候様申聞候得共、まことに面倒がり、唯々はいく」与」申候迄ニ而、いつも御不沙汰申上候、御ふさたいたし候者無事」ニ候事与御さつし被下へく候、○次郎吉義も今日」宮内省仕人被仰付、難有事ニ御坐候、其内貫一も罷」出候様可相成与存候、今少し當地之ふり合も為見候上」与別而いそきも不申候得共、先日山岡へいさい頼ミ置」申候、○三上三・伊藤三・笥三・大楠三其外へよろしく」御通し被下度候、其内遠州へ参り候よふ相成」候半与存候ま、其砌者又々御世話をかけ申候、伊藤三三」しよふぎを能々御けいこ被成候様、御通し可被下候、○愚妻」よりもふみみさし上度存候得共、大狸ニ而誠ニくるしく、つい」く御不沙汰申上候間、よろしく御わひ申上候様申出候、近日」子と孫与一同ニ飛出し可申、甚老人もこまり居申候、何も幸便、あら」かしく」

七月廿二日

精一

御両人さま

杉浦様へ御出京之砌、御そふくさま申上候段、宜敷御通可被下候

(封筒表) 駿州 村山徧通殿 (封筒裏) 東京 高橋精一

文書39 7月25日 村山智妙・みき両人宛泥舟妻書状 (実際は泥舟筆)

昨今者暑氣強く相成候得共「御兩人さまとも御あたりも不被為在」御めて度存候、當方ニ而も拙宅「初、山岡ニも一同丈夫ニ御坐候まゝ、乍憚」御安心可被下候、貫一義も至而「丈夫、誠ニ成人致し、此程ニ而御逢」被成候得者、御あきれ被成候事与「折々申出し候事ニ御坐候、」○過日者中西三より、過日御「申越之金子相と、き候まゝ、早速」ゆかた取入可申存候、左様御承「知可被下候、○先日者御となり」之御事御申越、山岡・愚妹へも申「聞置候、猶度々申聞候様」可仕候間、此段御含可被成候、「此義精一より申上候、伊藤」三御初、御近所方へ宜敷御傳「言可被下候、○過日山岡・」妹罷出候砌者、ゆるく御めもし「致候由、同人も道中致し」候故か、氣分も大ニよろしく「候由、大慶致し居候、私も」先々暑氣ニもよりはり不申、「矢張筆ニせめられ困り」入申候、何も右之段申上度、「愚妻之代筆、暑氣見舞」之客来多、いそぎしたゝめ、「御はんし可被下候、以上」

七月廿五日 高橋

内

御兩人さま

文書40 8月2日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

暑中御見舞之御ふみ「御遣し拝見、御兩人さまとも」御丈夫ニ御暮し被成候「由、御めて度ぞんし候、猶時」かふ御いとみなされ候よふ「御ねんし申上候、徧通義も」大丈夫ニ而、此頃者無人故「追々いそかしく用達し」いたし居候ま、御あんし被遊「間敷候、御りんかのおみつ」さん・おたかさんとも相かわら「す、おならをなされ候よし、」御宅ニ御世話相成候砌者「度々おならニ而めいわくいたし、」東京ニかへり候而も度々思ひ「出し、此後上り候砌者、おいも」

二而も沢山たへ候而、せめて」一ツ位者私もおならをいた」し度与今よりけいこ心」かけ居申候」○徧通きりう願、其内」三上三二而も御願被下、當方へ」御廻し相成候様仕度候、此」段幸便申上置候」○謙三郎義も私先妻之姉」末吉与申方より、是非養」子ニ致し度申出候間、近日差」支し候積ニ御坐候、此段も」序ニ申上置候」○私并悴とも一同無事」御あんし被下間敷候」○三上、伊藤両氏御初へ宜敷」御通し可被下候、何も右申上度、此度者取」急キ候ま、後音萬々可申上候、」以上」

八月二日

精一

御兩人さま

〔表書〕むら山様 高（東京）橋

文書41 8月15日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

秋暑つよく候得共、御兩人さまとも御障りも無之哉、折角御いとゐ被成候様、御ねんし申候、扱、當地私方初、山岡二も一同相かわり不申、貫ぼうも大丈夫二」御坐候ま、御案事被下間敷候、貫一も四五日山岡へとまりに参り居申候、」山岡二而もまことに愛し候而、度々とまりにまいり候よふ申越候故、貫一二もにき」やかにて面白く候与相見、時々相越申候、○過日者貫一きりう証御廻し」有之、早速さし出申候、然二貫一実印無之者不相成与申事二而、彼是申」候処、此度者一寸出京之処、其ま、きりういたし候事二候故、代印二而為」濟呉候様申入、此度かきり相濟申候、尤印形取よせ置候様達し二候ま、」御ついてに印形御廻し被下度候、付而者利子御受取之御、杉浦さま敷」伊藤三敷留守御引受之



御方之内、となたさま成とも御名あてにて、貫一よりいにんじよふ上ケ置不申候而者、御受取ニ差つかへ候ま、委任状御こし」らへ置、其上ちいさき箱へ成とも御入御さし遣し被下度候、尤さよふいそ」き不致候ま、其段御含迄申上置候、○私羽おり地、御丹情之糸ニ而御織」立被下候よし難有、とても御おくり被下候ものならハ、私ニ似合候様」いきにりつはに相願申候、當地ニ而者、私事を菊五郎やら左團次やら」いろく」に申、評判よろしく、年より候而別而かよふの評判ニ而者まことに」心配仕候、おならをひつかけられ候はそなたさまニ御出之しんぞふ方」はかりニ候、當地のへつひん者左様おならをいたし不申、いろく」申上度候得共、この頃少々眼病ニ而なやミ居候ま、あらく申上候、いつれ」直り次第、くわしく申上候様可致候、家内一同よりもよろしく申上候様」申出候、めて度」かしく

八月十五日

精一

御兩人さま

一、寄留之受取証御廻し申候、戸長役場へ差出可被下候、以上

〔表書〕むら山様 高（東京）橋 きりう受取証入平信（封筒）邨山さま 高（東京）橋

文書42 9月5日 村山徧通宛泥舟書状

義一法名左之通りニ候間、認」差遣し申候」

真觀院清淨孩兒

當地拙者初、一同無事ニ候間、御安意」可被成候」○御母様御初へ宜敷御申上」可被成候、取込居候故、此度者」別段

御ふミ差出申（不欠カ）、此段も」可然御申上可被成候、當地之」模様者廣瀬氏より御聞取」可被成候、右耳早々不盡」  
九月五日 精一

徧通殿

文書43 9月12日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

其後者取まされ御無沙汰さまのミ」御ゆるし可被下候、残暑もつよく候処」御丈夫ニ而めて度御事ニ御坐候、御承知之」  
通り當地者これら病流行ニ而」昨今者少し冷氣ニも相成候得者、大ニ減し」候得共、実ニ大さわきの事ニ御坐候、私方」  
近所ニも二三軒有之、其上近頃門前之」道直り候而廣く成候故、毎夜五馬車」程ツ、これら死人をのせ通り、皆々氣の」  
ひけ候様ニ申居候、「の死人をのせ候由ニ御坐候（ひと馬車一だあすと唱へ、十二人）」乍併私方及親族とも皆々大丈夫  
ニ御坐候」間、御安心可被下候、唯々愚妻義、先月初少し」

暑氣あたりのよしニ御坐候処、引つゝ、きかつ」けやら胃病やらニ而、今以ふせり居、小児者」有之、是二者誠ニこまり  
居申候、しかし昨今者」少々ツ、快方に相成候ま、御案事被下間敷候、「○先日御申越之硯之事、高木与申名高き」  
者へ為見候處、此程返し参り申聞候ニ、此石者」甲州より出候石与同し質ニ而、格別上等与」申二者之無、商売人之取  
引者見本ニ御遣し」の硯ニ而出来上りの上、六七匁位ニ有之、何分」高價には参り不申由、既に高木者甲州之石」澤山  
買ひ込居、何分賣れ不申、何俵もつミ置」候由、右故引取候事者断候段申出候、外々ニ而も」大畧同様之申分ニ有之、  
此様子ニ而者當地へ」御差出候而も大方ハ損毛之事与考申候、右無」腹臆申上候間、硯主兩人之御方へ可然御通し」被  
下度候、折角國産之義ニ付、朝廷へ献」上被成度者、矢張縣令へ御願ニ無之者出来不」申事ニ御坐候、為念此段も申上

置候、委細者」貫一よりも申上候由ニ候得共、私よりも荒々」申上候、取込中、早々可祝」

九月十二日 精一

御兩人さま

〔封筒〕郡むら むら山様 東京 高橋

文書44 10月8日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

是より者毎々御不沙汰さまのミ」御ゆるし可被下候、先以追々秋冷相成」候處、御兩人さまとも御丈夫之よし」大慶（二）  
 「存し候、此ほとも御ふみ被下」愚妻御尋ねいた、き難有、一時者」餘程之大病ニ候處、此程者や、全」快之姿ニ相成候  
 ま、御安心可被下候、扱」長女よ祢義、先年より折合不申」時々むつかしき事とも有之候得共、親」類中之事故、是  
 非忍び居可申」与いけん差加へ置候處、此度者迎も」其儘ニ差置候（ママ）兼候ま、双方相談」之上、りゑんの懸合  
 ニ及び、此頃」引取置申候、右ニ付飯高氏へ届書」差出し度候ま、此封状、乍御手数」同氏へ御と、け被下度相願申  
 候、」子供之事ニ而折々心配、まことに」困り入居申候、是もいんねんと存候へ者」無據存し候、○當地も昨今者これ」  
 ら病も大分相減し申候、しかし」先日私先妻之姉并他へ嫁し」居候娘とも、これらにて三四日中ニ」たをれ、大勢之子  
 供を残し、誠ニ」氣之毒之事ニ御坐候、中西之孫も」此頃急病ニ而たをれ候よし承り」候得者、夫々承り合候處、是も  
 これら」ニか、り病死候哉ニ承り候、老人」夫婦まことにより居候由ニ御坐候、」何も右願用まで」早々可祝」

十月八日 精一

御兩人様

文書45 10月12日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

毎度ながら御不沙汰「さまのミ御めん可被下候、扱者」此ほとハ大風雨ニ候処、「御地いか、御坐候哉、私方者」幸三日之午時過、小川町「之屋敷者引渡し相濟、」其夜之大風雨故、先々「都合宜敷、乍去、山吹町も」堀垣等者不殘吹たをし、「甚こまり入申候、家者大」丈夫ニこしらへ有之候故、少「しもあたり不申、安心仕候、」何さま引移り間もなく「候故、今いかたつけ物も」不致、修ふくのさしづやら「客あしらへやら、いそかしく」目のまわり候様ニ御坐候、其故「か、又々眼氣不宜、こまり居申候、」○過日者御ふミニ而貫「印形之義御申越、いまた届」不申候得共、委細承知仕居候、「郡村額面之義も、前文」之騒キニ而今以筆を取「不申候ま、何れ近日した、め」御廻し可申、宜敷御申聞置「被下度候、お秀よりも文」差上可申処、龜吉にか、り「きり、客来多故、終日まご」く仕居、御不沙汰仕居候、「御ゆるし被下候様申出候、」貫一も到而丈夫ニ御坐候、「御あんし被下間敷候、以上」

十月十二日

精一

御兩人様

文書46 10月13日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

其後者久々御ふさいたし」本意をそむき候、扱者俄ニ秋」冷相成候得共、御兩人様とも御かわり」無之由、めて度御事ニ存候、當地」も先相かわり不申、徧通義も」到而丈夫、はたらき居候まゝ、少しも」御配心被遊間敷候、ケ様御ふさ」た申上候も、実者小兒義、不時かふ」ニ感し、過日より不相勝、一時」者甚案し候程ニ相成、漸當今」全快ニ趣キ、や、平常之様ニ相」成候間、終御無沙汰仕候、私義も」過日風邪故、薬をのみ候」處、其薬ニめんけん致し候与」覚へ、去ル一日夜十二時頃より」俄ニむねへせまり、凡三時間程」息も出不申、程々苦しみ、昨今」者追々全快、平日之如く相成候」間、御案事被下間敷候、」○先日御ふミニ而、御隣家さま」之御事、山岡・妹へ可申通旨御申」越し、承知、過日不快爲見舞」相越候砌、一通り申聞置申候、猶」度々申聞候様仕候、此程者石」坂夫婦出京、山岡へ参り居候」故、大取込ニ御坐候、小聲ニ而者」はなしも聞へ不申程ニ御坐候、」○先日其御地長次郎出京故、」萬々御様子承り申候、諸式殊之」外高直ニ相成候由、嘸々御困り」与御察申候、折角御べんきよふ」被下候様願申候、其内ニ者貫一も」何与敷相成可申候、」○先日誠治義、山岡世話ニ而當」地日本橋區役所書記ニやと」はれ、日々かよひ居申候、其内外向」敷又者書記本役ニ取たて呉候趣」ニ候得共、遠方故よわり居申候、右故」宅者無人与相成、貫一ひとりニ而」はたらき呉申候、いろく仕覚」へ候二者しごくよろしく候半与、」朝より貫一く与呼候而者、はた」らかせ申候、此砌者追々當地之」風ニなれ申候、御ワらひ可被下候、」何も御不沙汰之御ワひ、且者時」かふ伺旁取急キあらく」かしく」

十月十三日夜 精一

御兩人さま

尚々、貫一もいそか敷候故、別而御」不沙汰可申上、左様御承知可被下候、」客来者相かわらす有之、したゝめ」物も別而はけしく、墨之すり」手も無之、弟子共やとい候次第、」御ワらひニ御坐候、」○大久保老人之義、何分御心添」願

申候、私も其内今一度、老人ニも「面會仕度、是非御地へ罷出度存居候、」以上」

文書47 10月26日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

幸便ニまかせ一筆」申上候、追々秋冷相成候処、「御兩人さまとも御障りも」無之、御めて度存し上參らせ候、「扨、當地私方初、山岡とも」一同相かはり不申候ま、御案」事被遊間敷候、徧通義」いつも大丈夫、過日も申上候通、「當時者留守番一人ニ而はた」らき、至極修行二者宜敷、「頻ニよひ付、はたらかせ申候、「御安心可被下候、「○此度者小野田長次郎」出京ニ而、其御地之御もよふ」いさる承り、當今者諸」品とも當地より高直位之」趣、嗚々御困り与御案事」申候、何卒當地へ御出被成」候様いたし度、時々御噂」申出し候事ニ御坐候、「○此半かけ、當時りう」こう、私なじみ共も皆々」かけさせ候ま、御おくり」申上候、御かけ被成候而」油じみ候ハ、新ぶんがみへ」御つゝみ、火ばちの下へ」御入、おもしをかけ候得者」油もぬけ、幾度もかけ」られ候由、さ様被成御用」可被下候、なじみ共は」めかさせ候ま、かけはづし」ニ御坐候、「○御りん家并伊藤三」其外へ御序くニ宜敷」御通し可被下候、私も」當年ハ何分出かね」可申、来春頃は是非」上り度存居候、「○當地之もよふハ長次郎」へ御聞合可被下候、諸品も大」高直、下々者まことに難」義、乍去芝居等者いつれも」大入ニ御坐候由、不思議之」事ニ御坐候、其御地之芝」居も大入之由、皆々金銭」ハなく共、あそひハ上手」ニ相成申候事与存候、何も」右耳、折角時かふ御厭」可被成候、愚妻よりも御ふみ」差上度候処、龜吉手は」なし兼、御不沙汰さま」のミ申上候、御ゆるし被下候様」申出候、「かしく」

十月廿六日認 精一

御兩人さま

文書48 11月13日 村山智妙宛泥舟書状

其後者御ふさた仕候、「時かふ御さわりも無之」候哉、伺度候、當方ニも「一同無事ニ暮し居候ま、御あ」んし被下間敷候、扱者」私義も御承知之通、多」病相成候ニ付、隠居致し」度存候ニ付、此度戸長へ」届書差出し申候、右様」御承知被下度候、「此隠居願者野生五十年」未滿ニ付、道太郎てふへい」も當り可申哉与存候ニ付、よ」けを致し候事ニ御坐候、内々」御ふくみまで申上置候、「偏通へも可然御申聞」被下へく候」○先日者久々のやくそく」ニ而常陸へ参り、つくば山」へのほり、又先日者武州」八王寺邊より高尾山へ」のほり申候、年寄り仲ケ間へ」入候而者宅ニのミ居り候而者と」かく子供の事等思ひ出し」氣分よろしからず、右故」處々出あるき申候、其内」御地へも是非参り度与心」懸ケ居候、何も右隠居之事」申上度、且時かふうか、ひ」旁、取急キあらく」申上候、「何れ跡より萬々可申上候、以上」

十一月十三日

精一

智妙さま

文書49 11月16日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

其内者御ふさた申上候、先々」時かふ御さわりも無之候哉、當方も」一同無事、貫一も大丈夫ニ御坐候間、「御あんし被遊間敷候、私義も先月」初より下総九十九里邊より銚」子へ遊ひ、處々にて被引留、存」外日間取、漸此頃罷帰申候、就而者」先般御申越之学かふのがく」めんもゑんにん致し恐入候、幸」石坂義出京ニ付、同人帰候砌者」した、め差出

申候、左様御承知可」被下候、○下総銚子へ参り」おミキ様御は、さまニも御尋」可申積之處、御名前等存し」不申故、初者分り不申、段々御尋」申候処、帰京前ニ相分り候故、是」非御尋可申積之處、俄ニ出立与」相成、蒸氣船へ漸々乗り候位」故、終ニ伺不申罷帰り申候、別而」御別状者無之趣者承り候間」此段申上候、○貫一衣類」并羽織之義、差越被下候卯の月」御出来を楽ミ居申候、右耳」客来多取込、早々以上」

十一月十六日 精一

御兩人様

〔表書〕むら山様 高（東京）橋

文書50 12月3日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

〔前欠〕四（誠治カ）へ成とも相頼可申候間、しはし」の處よく御さとし置、」病氣のよろしく相成候様、御工」夫相願申候、其内ニ者次郎吉も」全快可致、左候得者同人歟」私共之内ニ而も罷出、何れとも取」計可申候、當地ニもいろく」めんどごうの義有之、私いちぞ」んにも参り兼候ま、其段御さ」つし可被下候、何も不取敢」御返事迄、病中した、め」物もめんとごうニ存候、あらく」相願候、以上」

十二月三日夕 精一

むら山

御兩人さま



文書51 12月10日 村山智妙・みき兩人宛泥舟書状

追々寒氣つよく相成「候得共、御揃御壯安めて度」存候、扱者鉄藏之儀、「源昌寺へ御頼被下候処、外」ならぬそなたさま今之御頼「ゆへ、引受くれられ候由、」難有存候、しかし種々「御手数数相かけ、誠ニ恐入」候事ニ御坐候、就而者私せんきも「追々快く候二付、昨日杉村へ」参り、鉄藏見込御申越被下候「処申聞、同家ニも別段存意も」無之故、今日山岡・石坂へも「相はなし、一同之申候処も」當人のそみ二候ハ、ともかくも「そののそみニまかせ候方可」宜与同意ニ付、猶亦御手「数ニ候得共、敬一方へ次郎吉今」いさゝ申遣候趣ニ候間、同人江「御打合被下、源昌寺へ能々」御頼、願ずみニ無之候とも、「早々のそみ通り御取計」被下候様相願申候、昨日東（當）地「ニ居候和尚へ面會致候二付、」當時得道願、六ヶ敷候哉」と承り合候処、もはやてう「へいの年れいニ無之者、別而」六ヶ敷事も無之、郡長聞「届ニ而相すミ候哉ニも申聞候、」右願之処者敬一へ御申聞「被下、戸長へ承り合候而、當方へ」申越候様御申聞可被下候、私今も「敬一へ猶申遣し置候様可」致候、呉々も永々御深切ニ「御世話被下、御禮之申上様も」無之与次郎吉・愚妻とも「度々申出候、何も右之段」相願度、取いそき、早々「かしく」

十二月十日夜 精一

むら山

御兩人さま

文書52 年月日未詳泥舟書状

御ふミ拝見致參らせ候、「扱者新年の御祝義、態々」御申越難有、是分こそ、とく分「御ふミ可差出之處、昨年」者遠方へ参り、おしつまり「帰り候而、別而とりこみ居、乍」存御ぶさた致し、申わけ「無之候、御ゆるし被下度候、」偏通よりも申上候半出羽国「者寒国二而、昨十月初より、雪」ふり、まことに難義（後欠）

（封筒表） おミキサさま 精一

### 文書53 泥舟作「ちよぼくれ」

此作文ハ貫様江「ちよぼくれ  
抑（そもく）、東京江寄留の嘶しを何んと貫ちやん聞てもくん」ねへ、みんなわつちか来ているゆへだよ、御地ヲ出たより「毎日くわたしのか、さん、ほろつくく泣ヲこぼ」して寐事ニ云やら起て、いふやら、くほんだ目玉」をはらしていふやら、いやもう、はやもう氣バかり」ふさいで居る事、中々嘶したへたり、それハよけ」れど、何でも貫ちやん学校へ行たら、何でもへん」  
きょうか、かんしん、わたくし何んそハ學校江」行とて、本ハせなかにしよつたまんくまで釣に「ゆくやら、およきに行やら、遊そんでいたゆへ、」今でハ中々博学多才で、一字もよめない、こんな「学者ハからニもあるまへ、何んのかんのと、のほうづも」なくしやへつていたらバ、へんきょうのおじやまになろうも」しれんとおさすし申して、こ、らでしまいか、よう」かんへい」

## 文書54 封筒

〔封筒表〕 むら山様 高（石坂二而）橋 泥舟（白文方朱印）

〔封筒裏〕 月（朱印刷） 日午後 時（前時） 金五郎へ托ス 丸（朱印刷） 屋製

## 文書55 泥舟書状釈文（原史料は存在しない）

其後は御ぶ沙汰のみ」致し居候、兎角不揃の時」かふに候得共、御老体にも御障」もなく重畳に御座候、愚老も」此不  
 時候にて少々はよはり」居候得共、まつ格別の義にも無之」候ま、御案事被下間敷候、「扱、先日お幸御かへし」申  
 而より何やらさびしく」覚へ候得共、実は愚妻」は居不申候上は、両人の」子供あつけ置候も、とても」行ととき不申、  
 台所の事」やら客来も相かわらす」多く候得ば、何事も一人」にて、いそかしく候ま、御帰し」申候は、其方も御こ  
 まりとハ」存候得共、誠に無扱次第」に御座候、真ほふはひとり」に相成候ても、別段姉をたづね」も不致、おとなし  
 く致し」居候、御あんじ被成間敷候、台」湾二而は何と楚んじ居候か、」そなた方へは御苦勞を」かけ、愚老にも重々  
 の迷」惑をかけ、実に相すまぬ」事に御座候、因縁に候得共」無扱事に御座候、過日より」  
 御ふみ可差出存候得共、不時」かふ二而兎角気分も」よろしからず、其上日々来」客または、したためものにて」存じ  
 ながら延引致し御免」可下（被欠カ）候、何も右耳、あら〜」かしく」

## 文書56 泥舟書状釈文（原史料は存在しない）

前略御免ん可被下候、扱は「今朝新聞一覽候処、焼」津港つなみにて候由」記載有之、御居所あたりは「別に御さわりも無之と存候」得共、暴風雨には御迷」惑被成候事と存候、当地も「三四日打つゞき風雨にて」候得共、大あれと申ほどには「無之、しかし本所辺は出」出（水力）にて大難儀の由に御座候、「兎角世の中につれ」種々のこと相生じ、こまり入」申居候、御序に頃日の御模」様御もらし被下度候」○愚老宿病も先々快」方には候得共、此不時かふに」つれ、気分あしくこまり」入申居候、先日中は五十催（雄力）」大病二而心配いたし候処、「漸此ほどは快方に相成」安心致候、亀吉は母にわ」かれ候以来、愚老のかた」わらをはなれ不申、一人」にて愚老の世話いたし」身体も幸に丈夫にて有之、しかし男子のこと故、何」事もあらく敷、俗に気がきき」不申、扱々、不自由に萬々御座候、「御さつし可下（被欠カ）候」○お幸も丈夫で哉、何」角御世話のやけ候事と存候、「真ほふも丈夫にて、あづけ」居申候悴共兩人は誠に」愛し居、右故あまた」れ、わがま、のみ申出候へば、「折々老人より叱り申候様」申聞候ほどに御座候、何も御容」子何度迄、不取敢筆を」とり、萬申もらし候」かしく」

文書57 大正6年10月5日 村山徧通宛高橋道太郎（泥舟長男）書状

揮毫ハ別ニ小包ニテ御送り申候間、「御落手可被下候」

風吞て腹ふくらすや幟り鯉

復啓、其後拙老よりも意外御無音に」打過候段、平御海容可被下候、如仰雨季に」近つき候為か、氣候不順ニ御座候處、「尊家皆様御變りもなく御起居被成」候由、大慶此事ニ存候、先日お幸よりも」懐妊之為知あり、老人兩人共々大嬉し」かりに御座候、豫テ今壹人男児出生を禱」居候處故、必ス男子ならんと兩人ニテ申」暮し居候、望月方でも去月男子出

生、

大自慢致し居候、扱テ御依頼越の揮「毫、最早諸々方々へ差出し、宅ニ残り居候」物ハ皆屑計ニ相成、其屑の中よりゑり「出し、やふく、両三枚差上申候、又山岡」短冊ハ小生一枚も所持不致候間、山岡「家へも相話し見たれど、一枚も無之由ニ付、」御断申上候、やつとの事ニ小切物、蝸牛の「画賛一枚見出し申候へども、是ハ鐵舟拙家」来訪せし時ニ認し物にて、印も無之、殊ニ「不出来の物なれども差上申候、此外ニハ」鐵舟の書ハ一枚も無之、其内又々手ニ入候ハ、「御送附可申上候、先ハ貴答旁、御断申候、」以左候、早々不盡「

六月五日 祝日 道太郎

編晴様

追テ、過日ハ大桶ニ一枚（ママ）大好物の「チュー」御送り被下難有、只今ニ毎「朝二三本位ツ、戴き居候、チュー」ノ為ニ食も進ミ腹具合も宜しく、誠「何より良薬ニ御座候」

（封筒表） 静岡縣志太郡藤枝町字郡 村山編晴様（消印） 牛込／13・6・5／后2—3

（封筒裏） 東京市牛込矢来町九 高橋道太郎 六月五日

文書58 12月20日 村山徧通宛高橋道太郎・同真書状

拝啓、時下愈御「つまり餘日無之、御」多忙之御事と御察し「致し候、御無事越年」被成候様、神佛ニ禱上候、「當方も幸ニ無事消光、」一同丈夫ニ暮し居候間、「乍他事御放念可被下候、」先般、婚義之節ハ正ニ「御祝物頂戴難有、御厚」



拜見、昨夜者緩々」拜話難有奉存候、尊書」之趣委細拜承」仕候、御約束之○呈上」仕候、御不□（足力）之分者無御遠」慮被仰下度候、す、へ」御祝被下難有拜受」仕候、拜覽之御禮申し」上候、御所勞折角御大」事ニ御加養奉祈」念候、忽々」頓首」

十二月廿三日 山岡鐵太郎

高橋精一様

文書61（かたつむりの絵）

行先に我家ありけりかたつむり 鐵舟

文書62 明治14年6月25日 村山家宛山岡ふさ（英子。高橋泥舟実妹）書状

御礼申上候、先日者久々之御めもしさま」申あげ、其節者色々娘へ」けつかふ成御品々戴有難、道中」樂しミニ致し、度々取出し觀居候、」無滞十九日午後二時、豆州今」井方へ着仕候、乍憚さま御休神」奉願上候、過日御はなし御坐候」高須氏静岡ニ御逢申上、いさい」の段、鐵太郎へ申傳置候よし、其内」何とか相成可申候、乍憚御先方へ」宜しく御申上げ□□□、來ル」三十日、當地出立ニ東京へ歸り」候心得ニ御坐候、入梅中、時かう」不揃ニ候ま、御兩人様共御厭へ」あそはし候様存あけ候、何も」御礼迄、早々、めて度かしく」

六月廿五日

〔表書〕 村山様 人々 山岡ふさ

文書63 年月日未詳 村山智妙・みき兩人宛村山徧通書状

追々暑氣強相成候處、御兩人様「御樟（障）も無之候哉、當高橋・山岡一同、」私義も起居仕候間、乍憚御案心可「被下候、山岡・中西ニも度々参り」泊り申候、私身上者決して御案事「被下間敷候、先日之御手紙拜見致」候處、御兩人様御睦しく御暮し「被成候由、誠ニ喜入申候、尚々、御睦敷」御暮シ被成候様奉願候、是のみ「心配仕居候、右、暑中伺度、草々」頓首「

徧通 拜

御兩人様

文書64 陸軍六週間現役兵合格証書

陸軍六週間現役兵合格証書

静岡縣志太郡西益津村

みき養子

村山編晴

右検査合格ニ付此證書ヲ付與ス

史料紹介 村山家文書の高橋泥舟関係書簡について（下）



明治三十九年四月十六日

静岡聯隊區司令官 中野廣（朱文方印）

心得

一、此證書ヲ所持スル者ノ入營期日ハ六月一日トス

但疾病其他ノ事故ニ由り期日ヨリ三日以内ニ入營シ難キ者ハ翌年徵集セラル、モノトス

一、戦時若クハ事変ニ際シテハ其徵集ヲ延スコトアルヘシ